

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会は、適正な協会運営並びに社会的地位向上、宅地建物取引業の健全な発展に向け、令和 8 年度事業計画を次のとおり定め実施いたします。

1. 会員支援事業の推進

(1) 会員の安心と事業継続を支える支援体制の整備

会員が安心して事業を継続できる環境を整備するため、法令遵守及び行政対応に関する支援を基軸に、会員の安定的な事業運営を支援するとともに、兵庫宅建㈱と緊密に連携し、会員ニーズを踏まえた新たな支援策を検討することで、会員業務支援の一層の充実に努める。

(2) 本部主催研修会をW e b 研修にて実施

宅地建物取引業者及び従業者を対象とした宅地建物取引業法第 6 4 条の 6 に基づく研修会(本部主催研修会)について、保証協会との共催によりW e b 研修で実施する。

(3) I T 化・D X 化の推進

「たっけんクラウド」「ハトラぶ」並びに「近畿レイنز」の利用促進を図るとともに、操作方法や活用事例の周知を行い、業務効率化及び取引の円滑化を推進する。

(4) 情報提供体制の充実

ホームページ、会員向けメール、広報誌、S N S 等を活用し、法令改正及び税制改正をはじめとする関係法規の改正情報並びに、関係官庁・関係団体からの通達等、会員業務に必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

(5) 関連団体・制度の周知

(一財) ハトマーク支援機構、(一社) 全国賃貸不動産管理業協会、全宅住宅ローン及び賃貸不動産経営管理士制度等の関連団体・制度について、ホームページ、会員向けメール、広報誌、S N S 等を通じて会員に周知するとともに、各種提携業務や研修、業務支援ツールの活用を促進し、会員の業務支援及び事業環境の向上を図る。

(6) 相談・苦情解決体制の充実

取引上のトラブルや苦情等に適切に対応するため、相談・苦情解決体制の充実に図り、関係機関と連携し、会員が安心して業務を行える環境を整える。

2. 協会組織の基盤整備、強化

(1) 入会促進及び安定的な組織基盤の確立

協会組織基盤の維持及び強化を図るため入会促進に努める。

(2) 一般社団法人としての適正な会務の運営

定款及び諸規程に基づき、適正かつ透明性の高い会務運営を行うとともに、理事会及び各委員会の機能を十分に発揮させ、円滑な組織運営に努める。また、経費節減及び合理的な予算執行を徹底し、中長期的な視点に立った財政運営を行うことで、安定した財政基盤の確立を図る。

(3) 組織体制の充実及び人材育成の推進

委員会体制による効率的かつ機動的な運営を推進するとともに、役員研修の実施や次世代を担う人材の育成に取り組む。また、雇用基盤整備特別委員会においては、職員の就労環境の整備や働きやすい職場づくりに向けた新たな取組を検討するとともに、会員相互の連携を強化し、協会組織全体の活性化を図る。

(4) 適正な会費徴収

会費の口座振替制度について、支部と連携しながら円滑な運用を推進し、会費等の適正かつ確実な徴収に努めるとともに、会費納付規程に基づき、滞納者に対し適切な対応を図る。

(5) 健全な資産管理と財政基盤の確立

協会の保有する金融資産について、安全性を最優先とした管理及び運用に努める。これにより、健全かつ安定的な財政基盤の維持を図る。

(6) 協会運営の効率化及び業務改善の推進

協会運営の円滑化を図るため、事務手続や内部業務の見直しを行うとともに、デジタル技術の活用を含めた業務改善に取り組み、効率的かつ適正な運営体制の構築に努める。

3. 一般消費者向け事業及び社会貢献活動の推進

(1) 協会及びハトマークの普及啓発

消費者に向けた各種広告媒体を活用し、シンボルマークであるハトマーク及び協会の事業活動について周知・PRを図る。また、協会のイメージ向上を目的として、兵庫県下で開催される各種イベント等への協賛についても検討する。

(2) ホームページの充実

協会ホームページの全面見直しを行い、入会案内や開業支援セミナーに関する情報発信を強化する。また、会員及び一般消費者に対し、不動産に関する幅広い情報や不動産無料相談、研修会の案内等を分かりやすく提供するとともに、YouTube、Facebook、LINE等のSNSを活用し、協会の広報活動の充実を図る。

(3) 不動産無料相談の実施

協会本部において、毎週2回不動産無料相談を実施するとともに、支部においても無料相談を行い、消費者からの相談に対して的確な助言・指導等に努める。

(4) 「子ども110番の店」事業の推進

防犯活動事業の一環として、兵庫県警等と連携した「子ども110番の店」事

業を引き続き推進し、登録会員を協会ホームページに掲載するとともに、安全・安心なまちづくりに貢献する。

(5) 兵庫県警察との協定の推進

兵庫県警察との「安全・安心で住みよいまちづくり協定」及び「マンション等の居住者の安全・安心の確保に関する相互協力協定」に基づき、兵庫宅建「見守り隊」等を活用し、犯罪の起きにくい社会づくり及び誰もが安全・安心で住みよいまちづくりに貢献する。

(6) 空き家対策問題への適切な対応

国土交通省策定の「不動産業による空き家対策推進プログラム」に対応するため、全国的に喫緊の課題となっている空き家問題に対し、支部と緊密に連携しながら「兵庫宅建空き家相談窓口」を運営し、空き家に関する相談業務を実施する。

(7) ひょうご空き家対策フォーラムとの連携

兵庫県や神戸市をはじめ、「ひょうご住まいサポートセンター」及び「すまいるネット」など、各種公共・公益団体の後援及び協力により設立された「ひょうご空き家対策フォーラム」が実施する相談業務等に協力する。

4. 要望、陳情活動の実施

(1) 顧問議員との連携による要望・陳情活動の推進

人口減少や少子高齢化に伴う市場規模の縮小リスクの高まりなど、不動産業界を取り巻く環境の変化に対応するため、顧問議員との連携を密にし、税制及び政策面に関する要望・陳情活動を全宅連と連携しながら推進する。また、不動産流通市場が停滞することのないよう、各種税制措置等の実現に向けた要望活動を行う。

(2) 兵庫県宅建政治連盟との連携による要望・陳情活動

不動産業界が直面する諸課題の解決を図るため、各支部から懸案事項等を取りまとめ、兵庫県宅建政治連盟と連携して、政府、兵庫県、神戸市等の関係機関に対し、要望・陳情活動を実施する。

5. 関係機関への対応

(1) 関係機関との連携強化

国土交通省、兵庫県、県下各自治体及び各外郭団体との連絡を密にし、不動産事業に関する提携及び受託業務の推進に努める。

(2) 空き家対策事業への協力

空家等対策特別措置法の施行を踏まえ、各自治体が推進する空き家バンクをはじめとする空き家対策事業に協力する。また、ひょうご住まいづくり協議会の専門委員会に参画するなど、行政、地域及び関係機関との連携強化を図る。

(3) 公的組織等への参画

兵庫県及び県下各自治体において開催されている各種審議会等への参画を図るため、公的組織（各種審議会委員等）への協会役員の登用を要請する。

(4) 受託業務への適切な対応

免許申請指導調査業務、宅地建物取引士証交付事務、宅地建物取引士資格試験事務など、兵庫県及び関係団体からの各種受託業務について、適正かつ円滑に対応する。また、宅地建物取引士法定講習については、講習指定団体として引き続き円滑な運営に努めるとともに、Web法定講習及び座学講習を実施する。

(5) 関係行政機関等との連携

法務局、税務署、警察署等の関係行政機関との連携を図る。

(6) 不動産市況調査事業の実施

(公社)兵庫県不動産鑑定士協会との共同事業として、「兵庫県不動産市況DI調査」を引き続き実施し、不動産取引動向の分析に必要な情報の提供に努める。

(7) 不動産広告の適正化への対応

消費者保護及び公正な競争の確保を図るため、(公社)近畿地区不動産公正取引協議会と連携し、不動産広告の現地調査、事情聴取並びに必要な指導等を行う。また、各種研修会を通じて公正競争規約の周知徹底を図り、不動産広告の適正化に努める。

(8) 国際交流事業への対応

ワシントン州不動産協会との交流事業について適切に対応する。